

交通費精算規程

第1条(目的)

本規程は、株式会社マップトラベル(以下「当社」といいます)が実施する宿泊体験プラン(以下「本プラン」といいます)について、当社が本プランに参加する者(以下「参加者」といいます)の交通費を精算する場合の条件を定めるものです。

第2条(精算について)

1. 当社は、当社と参加者との間で交わす旅行契約にかかわらず、参加者の居住地から敦賀駅までの往復の交通費を精算します。
2. 精算の対象は、参加者が申し込んだ本プランの日程に対応する往復の交通費のうち第3条に定める対象交通費に限るものとし、その額は第3条に定めるところにより算定した額とします。

第3条(対象交通費)

1. 対象交通費は、参加者の出発駅(本条第2項により当社と参加者が合意した駅とします)から敦賀駅までの区間を鉄道により往復する場合の、次の各号に掲げる費用とします。
 - (1) 普通旅客運賃
 - (2) 特別急行列車(新幹線を除きます)を利用する場合の特急料金及び普通車指定席料金
2. 出発駅及び利用経路は、当社と参加者が、当社の公式 LINE アカウントを通じて事前に個別に合意します。この場合において、出発駅は参加者の自宅の最寄り駅とし、利用経路は最も経済的な通常の経路及び方法によることを原則とします。
3. 前項の合意において、次に掲げる列車の普通車指定席の利用は最も経済的な通常の経路及び方法とみなします。
 - (1) 関西方面から利用する特急「サンダーバード」
 - (2) 名古屋・米原方面から利用する特急「しらさぎ」
4. 実際の乗車が本条第2項の合意と異なる経路による場合であっても、精算額は当該合意に基づき算定した額とします。

第4条(対象外の費用)

1. 次の各号に掲げる費用は、対象交通費に含まれません。
 - (1) グリーン車、その他普通車指定席以外の座席又は設備の利用に係る料金
 - (2) 鉄道以外の交通機関(航空機、高速バス、タクシー、レンタカー、自家用車等)の利用に係る費用(燃料費、有料道路料金及び駐車場料金を含みます)
 - (3) 敦賀駅到着後、参加者が本プランの行程外で任意に移動する場合の交通費

2. 参加者が前項第 1 号の座席又は設備を利用した場合であっても、当社は、同一区間を普通車指定席により利用した場合の額を限度として精算します。

第 5 条(精算の方法)

1. 当社は対象交通費の往復分を、各宿泊体験の初日の敦賀駅における集合時に、一括して現金で支払います。
2. 精算額は、第 3 条第 2 項の合意に基づき、当社があらかじめ算定した額とします。
3. 参加者は、精算を受ける際、当社所定の受領書に署名するものとします。
4. 参加者は、当社の求めに応じ、乗車券類の領収書、購入履歴、IC 乗車券の利用履歴その他支払額及び利用区間・座席等級を確認できる書面等を提示するものとします。
5. 前項の書面等の提示がない場合、当社は、精算の全部又は一部を保留することがあります。

第 6 条(不正申請及び不参加の場合の取扱い)

1. 参加者が虚偽の申請その他不正な方法により対象交通費の支払いを受けたことが判明したときは、当社は当該支払額全額の返還を請求します。
2. 参加者が本プランに参加しなかったとき(旅行契約が解除されたときを含みます)は、交通費の精算は行いません。

第 7 条(個人情報の取扱い)

当社は、精算に伴い取得する参加者の情報(利用経路、領収書記載情報及び受領書記載情報を含みます)を、本規程に基づく精算事務及びその会計処理の目的の範囲内で利用します。

第 8 条 (本規程の改定)

1. 当社は、本規程を改定することがあります。
2. 当社は、本規程を改定する場合、改定後の内容及びその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、ハコツルウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により周知します。
3. 効力発生時期以降に申込みのあった本プランについては、改定後の本規程を適用します。

第 9 条(お問い合わせ窓口)

本規程に関するお問い合わせ先

株式会社マップトラベル ハコツル担当 (電話：0770-24-4500)

制定：2026 年 8 月 4 日